

本規約は、高知県移住ポータルサイト「高知家で暮らす。」のサイト内で高知県総合企画部中山間地域対策課（以下、「当課」といいます。）が企画・運営する特設ページ「いこうち！」（以下、「本ページ」といいます。）のご利用にあたって、利用条件等を定めたものです。

## 第1条 適用

- 1 本ページは、本規約によって利用条件を規定し、本規約は全ての本ページの利用者（以下、「利用者」といいます。）に適用されます。
- 2 本ページを通じてプログラム提供を行う者（以下「プログラム主催者」といいます。）と、プログラム主催者とのマッチングを受けるためにプログラムの申し込みをした利用者は、本規約に同意したものとみなします。
- 3 当課は、利用者の了解を得ることなく、本規約を変更することがあり、その場合の本ページの利用条件は、変更後の規定によるものとします。

## 第2条 本ページの目的

本ページは、高知県内の地域の課題解決や活性化に取り組むプログラム主催者と、その取り組みを応援したい個人等とのマッチング及び交流を支援し、持続可能な地域づくりを促進することを目的として、開設しています。

## 第3条 本ページで提供するサービス

本ページで提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）の内容は、以下のとおりです。

- (1) プログラム主催者が利用者とのマッチングを受けるために募集するプログラム（以下、「プログラム」といいます。）情報の掲載・発信
- (2) プログラム主催者と利用者が一緒に活動したプログラムの報告記事（以下、「活動レポート」といいます。）の掲載・発信
- (3) 利用者によるプログラムへの申込
- (4) プログラムに申し込んだ利用者への一括メール送信
- (5) 当課から、希望する利用者への新着情報等のメール送信

## 第4条 本ページの利用のための手段

- 1 利用者は、本ページを利用するために自己の責任と費用負担において、ウェブサイトへ接続するために必要な機器やソフトウェア、通信手段等を用意し、それらを適切に設置、操作し、インターネット及び本ページへアクセスするものとします。
- 2 当課は、利用者が本ページにアクセスするための準備、方法等については関与しません。

## 第5条 本ページの閲覧

本ページは、どなたでも自由に閲覧することができます。

## 第6条 参加の申込等

- 1 プログラムの募集情報に対する参加の申込には、氏名、住所、生年月日、性別、携帯電話番号、メールアドレス、職業等の入力が必要です。
- 2 当課は、必要に応じて、前項の入力情報に基づき本人確認を実施する場合があります。
- 3 本ページを利用したプログラムの募集情報に対する参加の申込は、参加できることを保証するものではありません。

## 第7条 本ページの修正等

当課は、当課の都合により、利用者に通知することなく、いつでも任意の理由で本ページについて修正、追加、変更、中断、終了、運営を第三者に委託、又は本ページを第三者に譲渡することができます。この場合、利用者に発生した損害について、当課は一切の責任を負わないものとします。

## 第8条 個人情報の取扱

- 1 当課は、当課のプライバシーポリシーに基づき、プログラム主催者及び利用者から取得した個人情報の保護に最大限の注意を払います。
- 2 プログラム主催者は、本サービスに関連して知り得た情報及びその他当課の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩しないものとします。
- 3 プログラム主催者は、本サービスに関連して知り得た個人情報の取扱については個人情報保護法に従い細心の注意を払うものとします。
- 4 当課は、利用者の個人情報を以下の目的で利用することができるものとし、利用者は予めこれに同意するものとします。
  - (1) 本サービスの実施、アフターサービス、問い合わせのため
  - (2) 本人確認のため
  - (3) 本ページに関するお知らせ、その他の当課が実施する事業に関する情報の提供のため
  - (4) プログラム主催者の商品又はサービスに関する情報を提供するため
  - (5) アンケート、キャンペーンの実施のため
  - (6) 利用者への交通費、宿泊費の助成のため
  - (7) マーケティング調査、統計、分析のため
- 5 当課は、個人情報の取扱業務の一部を第三者に委託する場合があります。
- 6 当課は、以下の場合には、利用者の個人情報を第三者に提供することができるものとし、利用者は予めこれに同意するものとします。
  - (1) 個人情報の開示や利用について利用者本人の同意がある場合
  - (2) 利用者からの希望に対応するために、プログラム主催者又は第三者に対し個人情報の開示が必要と認められる場合
  - (3) 本サービスのほか、当課又はプログラム主催者が実施する事業に関する情報を、利用者へ送信する場合
  - (4) 本サービスの品質の向上のほか、当課の事業立案等の目的で登録された情報を集計又は分析等する場合

- (5) 個人情報の取扱業務を第三者に委託する場合
- (6) 裁判所、検察庁、警察又はこれらに準ずる権限を有する公的機関から正当に開示を求められた場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体又はこれらの機関から委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して当課が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (8) 人の生命、身体及び財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
- (9) 公衆衛生の向上又は青少年の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (10) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、事業を承継する者に対して開示する場合

7 当課は、個人情報を、個人情報保護管理者の統括の下、管理します。

8 利用者は、個人情報に関する開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去又は第三者への提供停止の請求を「高知県個人情報の保護に関する法律施行細則」に記載された方法によりおこなうことができます。

## 第9条 同意事項

- 1 当課は、利用者がプログラムの申込時に入力した情報を、別途定める方法によりプログラム主催者に連絡できるものとし、利用者はこれに同意するものとします。
- 2 当課は、本サービスに当課又は第三者の広告を掲載することができるものとし、プログラム主催者及び利用者はこれに同意するものとします。
- 3 利用者は、本サービスのリンク等を通じて当課以外が提供するサービスを利用する場合、利用者の責任で利用するものとし、これに同意するものとします。
- 4 利用者は、プログラム主催者と契約等が発生する場合は、当該プログラム主催者と直接締結するものとし、当該契約につき全ての責任を負うものとします。問題が発生した場合には、利用者による自己の費用と責任において解決するものとし、当課は何ら関与しないものとします。
- 5 利用者は、当課が本サービス及び本サービスによって表示される広告等を閲覧又は利用したことによって得られた個人を特定しない情報を集計又は分析し、その結果を事業立案等に向けた検討や、本サービスの品質改善・向上等の目的で利用することについて、同意するものとします。
- 6 利用者が本サービスを利用することにより、当課又は第三者に対して損害を与えた場合、利用者は自己の費用と責任において生じた損害の一切を賠償する必要があることについて、同意するものとします。

## 第10条 禁止行為

- 1 プログラム主催者及び利用者は、以下の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 本規約に反する行為
  - (2) 法令又は公序良俗に反する行為
  - (3) 犯罪行為の全部又は一部をなす行為
  - (4) ストーキング行為を行う等の第三者に対する嫌がらせ行為

- (5) 第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその信用、名誉、プライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
  - (6) 当課又は第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、技術上もしくは営業上のノウハウその他の権利、又はこれらの権利に基づく実施権等の権利を侵害する行為
  - (7) 本サービスの利用目的を逸脱又は濫用して利用する行為
  - (8) 本ページに発生した不具合を意図的に利用する行為
  - (9) プログラム主催者及び利用者情報を本サービスの利用目的外で使用する行為
  - (10) 政治的活動、宗教活動、宗教団体への勧誘等の行為
  - (11) 異性交際を求める、又は求めに応じる等の不適切な交際を促進する行為
  - (12) 虚偽又は第三者になりすまして本ページを利用する行為
  - (13) 本ページを当課の許可なく商用利用する行為
  - (14) 連鎖講（マルチ商法、ねずみ講、マルチまがい商法）等に類する勧誘や取引行為
  - (15) 本ページに関する一切の事由について売買する行為
  - (16) 本ページのサーバー又はネットワークに著しく負荷をかける行為
  - (17) チートツール、BOT、その他の技術を利用して本ページを不正に操作する行為
  - (18) ジェイルブレイク等、端末に対して改変を行った状態での本ページへのアクセス行為
  - (19) 本ページの全部又は一部を複製もしくは改変する行為、又は逆コンパイル等のリバースエンジニアリングをする行為
  - (20) 当課の許可なく本ページを第三者に再配布する行為
  - (21) 本ページに関するウェブサイト上の情報を改ざん又は消去する行為
  - (22) 他の利用者又は第三者をコンピューター・ウイルスに感染させる行為
  - (23) その他、当課が不適切と判断する行為
- 2 当課は、プログラム主催者及び利用者が前項各号の行為を行った又は本規約に違反した場合には、当該プログラム主催者及び利用者の本ページの利用制限、利用停止、利用禁止等の措置を行うことができるものとします。
- 3 第1項各号の行為をプログラム主催者及び利用者が行うこと、又は受けることによって、他のプログラム主催者及び利用者又は第三者との間でトラブルが生じた場合、当該プログラム主催者及び利用者は、自己の責任と費用においてこれを解決し、当課は一切の責任を負わないものとします。

## 第11条 免責事項

- 1 プログラム主催者及び利用者は、自己責任において本ページを利用するものとします。当課は、本ページを利用してなされた一切の行為及びその結果について一切の責任を負わないものとします。
- 2 当課は、本ページの稼働状況をはじめ、保守、機能修正、バグ等の補修、プログラム主催者及び利用者の技術的サポート等について、一切の責任を負わないものとします。
- 3 当課は、プログラム主催者及び利用者による本ページの不正利用又は不適切な利用について監視する義務を負わないものとします。
- 4 当課は、本ページ及び本ページに関連して提供されるデータについて、完全性、正確性、信頼性、有用性、合法性、道徳性等に関する保証を含め、一切の責任を負わないものとします。
- 5 当課は、本ページのプログラム主催者及び利用者の利用履歴、個人情報等の一切のデータ等を保存する義務を負わないものとします。

- 6 当課は、本ページ及び提携先又は広告主等を含む第三者のウェブサイトからのダウンロードやコンピューター・ウイルス感染等により発生した損害について、賠償する義務を一切負わないものとします。
- 7 利用者とプログラム主催者との間で生じたトラブルについては、プログラム主催者若しくは利用者が自己の責任で解決するものとし、当課はこれらのトラブルに関して、一切の責任を負わないものとします。
- 8 当課は、本ページに関するシステム障害のほか、通信障害、停電、火災、自然災害、戦争、内乱、暴動、労働争議等の発生により本ページの正常な運営が不能となった場合であっても、それによってプログラム主催者及び利用者が生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

## 第12条 知的財産権の帰属

本ページに関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権等（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下「知的財産権」といいます。）は、当課又は正当な権利を有する第三者に帰属します。

## 第13条 料金と報酬

- 1 本ページは、当課が別途有償サービスを提供する場合を除き、原則として無料で提供されるものとします。
- 2 プログラム主催者提供の契約等の料金や報酬については、各プログラム主催者が当課と協議の上、別途定めるものとします。

## 第14条 プログラム主催者への通知

当課が、プログラム主催者に対する通知をFAXやメールアドレス等に送信することにより行う場合は、通常到達すべきときに、プログラム主催者に通知が到達したものとみなします。

## 第15条 利用者への通知

- 1 当課が、利用者に対する通知を本ページ上に表示することにより行う場合は、当課が本ページ上に通知を表示したときに、利用者へ通知が到達したものとみなします。
- 2 当課が、利用者に対する通知を利用者のメールアドレス等に送信することにより行う場合は、通常到達すべきときに、利用者へ通知が到達したものとみなします。
- 3 当課が、利用者に対する通知をプッシュ通知により行う場合は、通常到達すべきときに、利用者へ通知が到達したものとみなします。

## 第16条 利用者の費用負担

- 1 利用者は、本ページを無料で利用することができます。ただし、利用者が本ページを閲覧し、又は利用するために要した電話料金や通信回線料金、インターネットプロバイダ利用料金などは、利用者の負担となります。
- 2 プログラムに参加する場合におけるプログラム主催者から利用者に対する謝礼については、プログラムの募集情報によるもののほか、両者の協議によるものとします。

## 第17条 利用停止等

- 1 当課は、以下の各号に掲げる場合は、プログラム主催者及び利用者事前に通知又は催告することなく、本ページの利用制限又は利用停止させることができるものとします。
  - (1) プログラム主催者及び利用者による本ページを含む当課のサービスの利用に関し、他のプログラム主催者及び利用者又は第三者から当課にクレーム、請求等がなされ、かつ当課が必要と認めた場合
  - (2) プログラム主催者及び利用者が反社会勢力に該当しもしくは該当していたことが判明した場合
  - (3) 本ページの保守のために必要な場合
  - (4) 本ページのシステムに不具合があった場合
  - (5) その他本規約に違反する行為があった場合
- 2 当課はプログラム主催者及び利用者に対して、前項の措置を講じた理由を開示する義務を負わないものとします。
- 3 プログラム主催者及び利用者が第1項第1号、第2号及び第5号のいずれかに該当することにより当課が損害を被った場合、当課は当該プログラム主催者及び利用者に対して損害の賠償を請求できるものとします。

## 第18条 反社会的勢力の排除

- 1 プログラム主催者及び利用者は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 プログラム主催者及び利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当課の信用を毀損し、又は当課の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

## 第 19 条 本規約の改定

- 1 当課は、プログラム主催者及び利用者の了解を得ることなく本規約を改定できるものとします。
- 2 前項により本規約を改定したときは、当課が別途定める場合を除き、変更後の規約は本ページ上に表示した時点より効力を生じるものとします。

## 第 20 条 本規約の有効性

- 1 本規約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合には、本規約のうち、当課の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。
- 2 当課は、前項において、プログラム主催者及び利用者が発生した損害が債務不履行又は不法行為に基づくときは、当該プログラム主催者及び利用者が直接かつ現実に被った損害を上限として、当該プログラム主催者及び利用者から受領した料金の範囲で損害賠償責任を負い、特別損害については責任を負わないものとします。
- 3 本規約が法令に違反する場合、本規約のうち法令に違反する条項のみを無効とし、その他の条項は有効に存続するものとします。
- 4 本規約が特定のプログラム主催者及び利用者との関係で、一部無効、もしくは取消になった場合でも、本規約は他のプログラム主催者及び利用者との関係は有効であるとします。

## 第 21 条 準拠法・裁判管轄

- 1 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
- 2 本規約の裁判管轄は、訴額に応じて高知地方裁判所又は高知簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025 年 6 月 27 日 制定